

朝日大学学則(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 朝日大学(以下「本大学」という。)は、教育基本法並びに学校教育法の趣旨を尊重してその条項に従い、一般教養及び専門学術の理論並びにその応用を教育研究し、知的、道徳的教養をもつ有為の人材を育成するとともに、広く知識を世界にもとめ、教育、学術研究の国際交流をはかり、高度の教育目的を達成し、学術、文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

(学部学科)

第2条 本大学に次の学部、学科を置く。

歯学部	歯学科
経営学部	経営学科
法学部	法学科
保健医療学部	看護学科
	健康スポーツ科学科
	救急救命学科

(教育研究上の目的等)

第2条の2 各学部の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的は、本大学の使命・目的に基づき、次のとおりとする。

- (1) 歯学部は、歯科医学の専門知識及び高度な医療技術並びに社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた歯科医師を養成することを目的とする。
- (2) 経営学部は、経営学・情報学の専門知識及び社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、社会情勢の変化に対応し得る経営能力、情報活用能力、企画・実践能力及び深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。
- (3) 法学部は、法学の専門知識及び社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、社会情勢の変化に対応し得る法的思考能力と判断力及び深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。
- (4) 保健医療学部は、保健衛生学・健康科学・スポーツ科学・救急救命学の専門知識及び高度な医療技術並びに社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

2 前項に定めるもののほか、複数の学科を設置する学部における学科ごとの教育研究上の目的は、学科細則に定めるところによる。

(自己点検・評価等)

第2条の3 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努める。

(修業年限)

第3条 本大学の修業年限は、次のとおりとする。

歯学部	6年
経営学部	4年
法学部	4年
保健医療学部	4年

(入学定員及び収容定員)

第4条 本大学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		入学定員	収容定員
歯学部	歯学科	140名	840名
経営学部	経営学科	100名	400名
法学部	法学科	80名	320名
保健医療学部	看護学科	80名	320名
	健康スポーツ科学科	120名	480名
	救急救命学科	40名	160名

第2章 教育課程

(授業科目等)

第5条 本大学に開設する授業科目及び単位数又は授業時間数は、別表1-1、別表2-1、別表3-1、別表4-1、別表4-3及び別表4-5に定めるとおりとする。

2 本大学に教育研究上の目的を達成するため、別表1-2、別表2-4、別表3-2、別表4-2、別表4-4及び別表4-6に定めるところにより講座又は学科目を置く。

3 本大学に教育、研究上の目的を達成するために、センター、研究施設又は研究所等を置くことができる。

(履修方法)

第6条 学生は、前条第1項に定めるところにより所属する学部学科の所定の授業科目を履修しなければならない。

2 学生は、各学部細則に定めるところにより、他の学部学科の授業科目を履修することができるものとする。

3 履修する授業科目は、毎学年所定の期間に登録しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第6条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めるものとする。

2 前項の規定により修得した単位は、各学部細則に定めるところにより60単位（授業時間の履修をもって、単位の修得に代える授業科目については、60単位に相当する授業時間数とする。）を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、これを第34条第1項に規定する単位に算入することができるものとする。

3 前項の規定は、第20条の規定により学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合、本大学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第6条の3 本大学は、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本大学における授業科目の履修とみなし、各学部細則に定めるところにより単位を授与することができるものとする。

2 前項の規定により、授与することができる単位数は、前条により本大学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとし、これを第34条第1項に規定する単位に算入することができるものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第7条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本大学における授業科目の履修とみなし、各学部細則に定めるところにより単位を授与することができるものとする。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位数は、編入学、転入学及び再入学（以下「編入学等」という。）の場合を除き、本大学において修得した単位以外のも

のについては、合わせて60単位（授業時間の履修をもって、単位の修得に代える授業科目については、60単位に相当する授業時間数とする。）を超えないものとし、これを第34条第1項に規定する単位に算入することができるものとする。ただし、編入学等の場合を除き、単位の認定を行った場合においても、修業年限の短縮は行わない。

4 前3項に規定するもののほか、入学前の既修得単位等の取扱いについては、各学部細則に定めるところによる。

（編入学等の場合の既修得単位等の取扱い）

第7条の2 第11条の2から第12条の定めにより、入学を許可された者又は第19条の2の定めにより転学部若しくは転学科を許可された者の本大学又は他の大学等においてすでに履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、各学部細則に定めるところによる。

（単位の算定）

第8条 科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

（1）講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

（3）前2号の単位の算定基準によりがたい授業科目については、各学部細則においてこれを定める。

2 歯学部にあつては、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず次のとおりとする。

（1）講義及び演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、臨床実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

3 保健医療学部看護学科及び救急救命学科にあつては、第1項第2号の規定にかかわらず、実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

（授業の方法）

第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

3 前項により修得することができる単位数の上限は、60単位を超えない範囲内とする。

（教職課程）

第9条 本大学に教育職員免許状（以下「免許状」という。）取得の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）を置く。

2 本大学で免許状取得の所要資格を得ることができる免許状の種類は、次のとおりとする。

法学部法学科

中学校教諭一種免許状（社会）

高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

高等学校教諭一種免許状（公民）

経営学部経営学科

高等学校教諭一種免許状（商業）

保健医療学部健康スポーツ科学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

3 免許状取得の所要資格を得ようとする学生は、教職課程において教育職員免許法及び同法施行規則に定めるところにより開設する授業科目を履修し、当該授業科目の単位を修得しなければならない。

4 教職課程において開設する授業科目、単位数及び履修方法は、別表5のとおりとする。

5 教職課程に関し、その他必要な事項は、別に定める。

第3章 入学、転学、転学部、転学科、留学、休学、復学及び退学

（入学時期）

第10条 入学の時期は、第23条に規定する学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができるものとする。

(入学資格)

第11条 本大学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (9) その他本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(編入学)

第11条の2 本大学の経営学部、法学部及び保健医療学部に欠員がある場合に限り、次の各号の一に該当する者で、編入学を志願する者があるときは、学長は当該学部の教授会の意見を聴いて、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 第3年次に編入学することができる者は、次のとおりとする。
 - ア 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - イ 大学（外国の大学を含む。）を卒業又は大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学し所定の単位を修得した者
 - ウ 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総時間数が1700時間以上の専門課程に限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
 - エ アからウまでに該当する者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 第2年次に編入学することができる者は、次のとおりとする。
 - ア 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - イ 大学（外国の大学を含む。）を卒業又は大学（外国の大学を含む。）に1年以上在学し所定の単位を修得した者
 - ウ ア又はイに該当する者と同等以上の学力があると認められる者

2 本大学の歯学部欠員がある場合に限り、次の各号の一に該当する者で、編入学を志願する者があるときは、学長は当該学部の教授会の意見を聴いて、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学（外国の大学を除く。）を卒業し、教授会が指定する授業科目を修得した者
- (2) 大学の医学、歯学、薬学、獣医学、看護学又は口腔保健衛生学に関する学部学科に2年以上（休学期間を除く。）在学し、62単位以上を取得した者
- (3) 歯科衛生士、歯科技工士若しくは看護師養成の専修学校（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総時間数が1700時間以上の専門課程に限る。）若しくは短期大学を卒業した者

(転入学)

第11条の3 他大学の学生で、在籍する大学の長の承認を得て本大学への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は当該学部の教授会の意見を聴いて、相当年次に入学を許可することがある。

(再入学)

第12条 正当な理由で本大学を退学した者で、退学前に在籍した学部学科への再入学を志願する者があるときは、別に定める期間内で欠員がある場合に限り、学長は当該学部の教授会の意見を聴い

て、原年次以下に入学を許可することがある。

(入学の出願)

第13条 本大学への入学を志願する者は、入学願書に第37条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選抜)

第14条 本大学は、学部ごとに定める入学者受入方針に基づき、入学者選抜試験を実施し、学長は当該学部の教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。

(入学手続き及び入学の許可)

第15条 前条に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の各号の書類を提出するとともに、第38条に定める学費及びその他の納付金を納付しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書(外国人は在留カード又は外国人登録証明書)
- (2) 所定の誓約書及び次条に定める身元保証書
- (3) 第11条に定める入学資格を証明する書類

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(身元保証書)

第16条 身元保証書は、独立の生計を営む成年者で学生の身分に関し一切の責任を負うことのできる保証人1名が、これに署名しなければならない。

(更新)

第17条 前条の保証人が欠けたときは、改めて保証人を定め直ちに身元保証書を更新しなければならない。

(届出)

第18条 学生又は保証人が改名、転居若しくは転籍したときは戸籍抄本を添付して直ちにその旨届出なければならない。

(転学)

第19条 本大学の学生で他の大学に転学を希望する者は、学長に転学願を提出して、その許可を得なければならない。

(転学部等)

第19条の2 本大学の学生で他の学部又は学科へ転学部又は転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は転学部又は転学科を許可することがある。

(留学)

第20条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学し、授業科目を履修することを当該大学又は短期大学との事前協議の上、認めるものとする。ただし、やむを得ない事情により外国の大学又は短期大学との事前協議を行うことが困難な場合であっても、学長が認めるときは、当該大学又は短期大学との事前協議を欠くことも差し支えないものとする。

2 前項に規定する留学を希望する者は、学長に留学願を提出して、その許可を得なければならない。

3 留学期間は、第34条及び第35条に定める期間に算入するものとする。

4 留学に関し、その他必要な事項は別に定める。

(休学)

第21条 病気その他やむを得ない事由により休学を希望する者は、保証人連署の上、学長に休学願を提出して、その許可を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、疾病その他の事由によって修学することが不相当と認められる者については、学長が休学を命ずることがある。

3 休学期間は、当該年度の終りまでとする。ただし、法学部、経営学部及び保健医療学部健康スポーツ科学科の学生については、学期の区分に従い、休学することができる。

4 休学を許可された者が、特別な理由により休学期間の延長を申し出たときは、更に2年を限度としてこれを認めることができる。

5 休学期間は、第34条及び第35条に定める在学期間には算入しない。

6 休学期間は、通算して第3条に定める修業年限と同年数を超えることができない。

(復学)

第21条の2 休学の事由が解消した者は、保証人連署の上、学長に復学願を提出して、その許可を得なければならない。この場合、復学する年次は、休学時の年次とする。

2 復学の時期は、学年の始めとする。ただし、法学部、経営学部及び保健医療学部健康スポーツ科学科の学生については、学期の区分に従い、復学することができる。

3 疾病によって休学した者は、復学願に医療機関の医師が作成した診断書を添付しなければならない。

(退学)

第22条 修学を継続することが困難であるため、退学を希望する者は、保証人連署の上、学長に退学願を提出して、その許可を得なければならない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第24条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月21日まで

後学期 9月22日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本大学創立記念日(1月19日)

(4) 春季休業 歯学科・看護学科・救急救命学科 3月11日から3月31日まで
法学科・経営学科・健康スポーツ科学科 3月6日から3月31日まで

(5) 夏季休業 歯学科・看護学科・救急救命学科 8月1日から8月31日まで
法学科・経営学科・健康スポーツ科学科 8月1日から9月21日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月5日まで

2 学長は、必要に応じ、前項に規定する休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項第4号から第6号に規定する休業期間中であっても、必要に応じ授業及び試験を行うことがある。

第5章 単位の授与、試験、進級、卒業の認定及び在学期間

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修した学生に対しては、学長は試験を行った上、第30条に基づき成績評価を行い、単位を与えるものとする。ただし、学修の成果を評価して単位を授与することが適切であると認められる授業科目については、各学部細則に定めるところにより当該学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、歯学部の授業時間制をとる授業科目については、「単位を与えるものとする」とあるのは、「修了を認定するものとする」とする。

(試験の種類及び要件等)

第27条 前条に定める試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 前項に定めるもののほか、各学部細則に定めるところにより、進級及び卒業に係る試験を行うことができるものとする。

3 前2項に定める試験の要件、時期、方法等は、各学部細則において定める。

(受験資格)

第28条 各授業科目の試験の受験資格は、次の各号に定めるところとする。

(1) 第38条の定めるところにより、授業料その他所定の学費を納付していること。

(2) 前号に定めるもののほか、各学部細則において定める事項を履行していること。

2 前項に定める要件を満たさない者は失格とし、当該授業科目に係るすべての試験の受験を認めない。

(試験の欠席)

第29条 疾病その他やむを得ない理由によって試験に欠席する者は、医師の診断書又はその理由書を届け出なければならない。

(成績評価)

第30条 履修した授業科目の成績評価は、試験の成績、平素の学修成績、出席状況等を総合して行うものとし、あらかじめ学生に対して成績評価基準を公表するものとする。

2 前項の成績評価は100点満点とし、100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60点をCと表示し、これらを合格とする。また、59点以下をDと表示し、これを不合格とする。

3 定期試験又は追試験を正当な理由なく欠席した者の授業科目の成績はKと表示し、不合格とする。

4 第2項の規定にかかわらず、第6条の2から第7条の2の規定により単位を認定された授業科目の成績評価の表示はRとすることができる。

5 第28条第2項により失格とされた者の授業科目の成績はNと表示し、成績評価は行わない。また、試験において不正行為を行い、無効とされた授業科目の成績はXと表示し、成績評価は行わない。

(客観的な成績評価等)

第30条の2 前条に定めるもののほか、客観的な成績評価及び学修成果の評価を行うこととし、これに関し必要な事項は、別に定める。

(進級)

第31条 各学部細則に定める要件を満たした者に対し、学長は進級を認める。

第32条 削除

第33条 削除

(卒業の認定)

第34条 第3条に定める期間在学し、次の各号に定める要件を満たした者に対し、学長は当該学部の教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。

(1) 歯学部の学生は、別表1-1に定めるところにより基礎教育系科目24単位修得し、及び専門教育系科目6,756時間以上履修し、修了の認定を受けなければならない。

(2) 経営学部の学生は、別表2-1に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。

(3) 法学部の学生は、別表3-1に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。

(4) 保健医療学部看護学科の学生は、別表4-1に定めるところにより130単位以上修得しなければならない。

(5) 保健医療学部健康スポーツ科学科の学生は、別表4-3に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。

(6) 保健医療学部救急救命学科の学生は、別表4-5に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。

(在学期間)

第35条 本大学の学生の在学することのできる期間は、次のとおりとする。

歯学部 12年

経営学部 8年

法学部 8年

保健医療学部 8年

2 第11条の2から第12条の定めにより入学した学生及び第19条の2の定めにより転学部又は転学科を許可された学生は、第7条の2により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を越えて在学することができない。

3 前2項の在学期間を越えた者は、除籍する。ただし、同項の在学期間を越えない者でも、卒業までに越えることとなる者は、除籍することがある。

第6章 学位

(学位の授与)

第36条 本大学を卒業した者に対し、学長は当該学部の教授会の意見を聴いて、学士の学位を授与する。

2 学位に関する事項は、朝日大学学位規程に定めるところによる。

第7章 入学検定料及び学費等

(入学検定料及び納付方法)

第37条 入学検定料は、別表6の定めるところにより納付するものとする。

(学費及び納付方法)

第38条 学費は、入学金、教育充実費、施設維持費、実習費及び授業料とし、別表6の定めるところにより納付するものとする。

2 第11条の2及び第11条の3の定めにより入学を許可された者の学費は、別表6の第3項のとおりとし、第12条の定めにより入学を許可された者の学費は、別表6の第4項のとおりとする。また、第19条の2の定めにより転学部又は転学科を許可された者の学費は、別表6の第5項のとおりとする。

(留学の場合の授業料等)

第38条の2 留学期間中の授業料、施設維持費、実習費及び教育充実費(以下「授業料等」という。)は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第39条 休学を許可した場合は、授業料等の年額の12分の1に相当する額(円未満切り捨て)に、休学を許可された期間の月数(1か月に満たない日数は切り捨て)を乗じて得た額の納付を免除する。

2 休学を許可された者の納付済みの授業料等は返還しない。ただし、前学期分授業料等の納付の際、後学期分授業料等を併せて納付した者が、後学期分授業料等の納付時期前に休学した場合には、後学期分の授業料等に相当する額を免除するものとし、これを返還する。

3 前2項の規定にかかわらず、休学を許可された者は、別表6の定めるところにより在籍料を納付するものとする。ただし、休学期間が学期の途中から開始する場合には、在籍料の年額の12分の1に相当する額(円未満切り捨て)に、休学により授業料等の免除を受けた期間(既に納付済の授業料等がある場合には、その対象となる期間を除く)の月数を乗じて得た額とする。

(停学の場合の授業料等)

第39条の2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(除籍)

第40条 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者があるときは、学長は除籍することがある。

(復籍)

第40条の2 前条に該当し除籍になった者から、除籍の日の翌日から起算して2年以内に、当該除籍の事由となった未納の学費を納付して復籍の希望があったときは、欠員のある場合に限り、学長は除籍前に在籍した学部の相当年次への復籍を許可することがある。

2 復籍の時期は、学年の始めとする。ただし、法学部及び経営学部の学生については、学期の区分に従い、復籍することができる。

3 復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

4 前条により除籍された者が、復籍後に同条の規定により再び除籍となったときは、その後の復籍は認めない。

(既納の入学検定料及び学費)

第41条 一度納付した入学検定料及び学費は、この学則に定める場合を除くほか、いかなる事由があっても返還しない。

(手数料)

第42条 各種証明書の交付を請求する場合には、本大学所定の手数料を納付しなければならない。

第8章 賞罰

(表彰)

第43条 学業の優秀な者又は善行のあった者があるときは、学長は表彰することがある。

(懲戒)

第44条 学生の本分にふさわしくない行為を行った者があるときは、学長は懲戒する。

2 懲戒を分けて、戒告、停学及び退学の処分とする。

3 懲戒に関する手続は、別に定める。

(退学の命令)

第45条 次の各号の一に該当する者があるときは、学長は退学を命ずることがある。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 服装

(服装等)

第46条 本大学学生の服装は、学生としての品位を損うことのないようにしなければならない。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、専攻生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第47条 本大学の学生以外の者で、本大学の一又は複数の授業科目の履修を希望し、入学を志願するものがあるときは、選考の上、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し、その他必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第47条の2 他の大学(外国の大学を含む。)に在学中の学生で、当該大学との協議に基づき、本大学の授業科目の履修を希望し、入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し、その他必要な事項は別に定める。

(研究生)

第47条の3 本大学の学生以外の者で、本大学において研究指導を受けるため、又は特別の事項について研究するため、入学を志願するものがあるときは、選考の上、学長は研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し、その他必要な事項は別に定める。

(専攻生)

第47条の4 本大学の学生以外の者で、本大学において専門の技術又は学科を補習的に攻究するため、入学を志願するものがあるときは、選考の上、学長は専攻生として入学を許可することができる。

2 専攻生に関し、その他必要な事項は別に定める。

(修練生)

第47条の5 本大学の学生以外の者で、本大学歯学部において高度の臨床知識、技能を修得するため、入学を志願するものがあるときは、選考の上、学長は修練生として入学を許可することができる。

2 修練生に関し、その他必要な事項は別に定める。

(委託生)

第48条 国、地方公共団体、教育研究機関又は民間企業等からの委託に基づき、在学期間及び履修科目又は研究内容を定めて入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関し、その他必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第49条 日本の国籍を有しない者で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学

を志願するものがあるときは、選考の上、学長は当該学部の教授会の意見を聴いて、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し、その他必要な事項は別に定める。

(準用規定)

第50条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び専攻生に関して、本章各条に規定しない事項については、所属学部の学生に関する規定を準用する。

第11章 職員組織

(職員)

第51条 本大学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、医療職員、研究職員、技術職員、技能職員、警備職員及び労務職員を置く。

2 前項のほか、本大学に、副学長その他必要な職員を置くことができる。

(学部長等)

第51条の2 各学部に学部長を置き、学部の各学科に必要な応じ学科長を置く。

2 前項のほか、各学部に、副学部長を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、教職課程センターに教職課程センター長を、情報教育研究センターに情報教育研究センター長を、図書館に図書館長を、学生部に学生部長を、附属病院に附属病院長を、研究所に研究所長を、留学生別科に留学生別科長を置く。

第52条 削除

第12章 教授会及び総合協議会

(教授会)

第53条 本大学の各学部に教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(教員会議)

第53条の2 教職課程センター及び留学生別科にそれぞれ教員会議を置く。

2 教員会議の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(総合協議会)

第54条 本大学に、全学的な教学に関する事項について協議するため、総合協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

第55条 削除

第56条 削除

第13章 附属病院等

(附属病院等)

第57条 本大学の教育研究施設として、朝日大学病院、朝日大学医科歯科医療センター及び朝日大学PDI岐阜歯科診療所（以下「附属病院等」という。）を置く。

2 附属病院等の組織、管理及び運営その他必要な事項は、別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第58条 教職員及び学生の研究学習に資するため本大学に図書館を置く。

2 図書館の管理、運営その他必要な事項は、別に定める。

第15章 大学院

(大学院)

第59条 本大学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第16章 センター、研究所等

(センター、研究所等)

第60条 本大学に、教職課程の教育を統括し、同課程の目的を達成するため朝日大学教職課程センターを置く。

- 2 本大学に、情報教育を統括し、同教育の目的を達成するため朝日大学情報教育研究センターを置く。
- 3 本大学に、英語教育を統括し、同教育の目的を達成するため朝日大学英語教育センターを置く。
- 4 本大学に、地域社会における児童、生徒及び学生に対する正課外教育並びに社会人教育を統括し、同教育の目的を達成するため朝日大学生涯学習センターを置く。
- 5 本大学に、次の表に掲げる学部附置の研究所等（以下「研究所等」という。）を置く。

研究所を置く学部	左欄の学部に着く研究所等の名称
法学部	朝日大学法制研究所
経営学部	朝日大学産業情報研究所 朝日大学マーケティング研究所
歯学部	朝日大学口腔科学共同研究所

- 6 前各項に規定するセンター、研究所等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 学生部

(学生部)

第61条 本大学に学生の厚生補導に関する事項を処理するため、学生部を置く。

- 2 学生部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第18章 留学生別科

(留学生別科)

第62条 本大学に留学生別科を置く。

- 2 留学生別科に日本語研修課程を置き、1年コース及び1年半コースを設け、入学定員は60名とする。
- 3 留学生別科の修業年限は、1年コースは1年、1年半コースは1年半とする。
- 4 留学生別科に関する必要な事項は、別に定める。

第19章 定型約款

(定型約款)

第63条 この学則及び本大学が定めるその他の諸規則（以下「学則等」という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

- 2 前項の規定により定型約款とみなす学則等は、必要に応じて変更することができる。

第20章 雑則

(細則)

第64条 この学則の実施に関し必要な事項は、別に細則で定める。

附 則 (2025年〇月〇日)

- 1 この改正は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この改正により定められる第4条の収容定員は、2025年度、2026年度、2027年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

収容定員

	2025年度	2026年度	2027年度
保健医療学部救急救命学科	40名	80名	120名

別表 1 ～ 別表 4-4 (略)

別表4-5 (第5条第1項、第6条第1項関係)

保健医療学部救急救命学科

区 分	授業科目の名称	単 位 数		授 業 を 行 う 年 次	履 修 方 法	
		必修	選択			
教 養 基 礎 科 目	人間形成と スポーツ	建学の精神と社会生活・リベラルアーツ教育	2		1	1 教養基礎科目から、次の各号に定める単位を修得しなければならない。 (1) 必修科目18単位 (2) 選択科目のうち、○印の授業科目4単位 (3) 前2号に定めるもののほか、10単位以上 (4) 第2号に定める単位数を越えて修得した単位数は、第3号に定める単位数に算入することができる。
		アスリートの生活とキャリア		2	1	
		スポーツ文化とスポーツのモラル		2	1	
		チームワーク演習		2	2	
		スポーツとチームの運営		2	2	
		健康・体力科学		2	1・2・3・4	
		教養スポーツⅠ		1	1・2・3・4	
		教養スポーツⅡ		1	1・2・3・4	
		キャリア形成Ⅰ	4		2	
	キャリア形成Ⅱ	4		2		
	人と文化	哲 学		2	1・2・3・4	
		歴 史		2	1・2・3・4	
		心 理		2	1・2・3・4	
		法 学		2	1・2・3・4	
	科学的思考 の基盤	経 済		2	1・2・3・4	
		○ 物 理		2	1・2・3・4	
		○ 化 学		2	1・2・3・4	
		○ 生 物		2	1・2・3・4	
	社会生活と 異文化コ ミュニケー ション	○ 統 計		2	1・2・3・4	
		異文化理解		2	1・2・3・4	
コミュニケーション論			2	1・2・3・4		
プレゼンテーション論			2	1・2・3・4		
英 語 Ⅰ		1		1		
英 語 Ⅱ		1		1		
英語コミュニケーションⅠ		1		1		
英語コミュニケーションⅡ		1		1		
英語コミュニケーションⅢ		1	2			
英語コミュニケーションⅣ		1	2			
人と情報	情報リテラシー	1		1		
	数理・データサイエンス	1		1		
基礎ゼミ ナール	基礎ゼミナールⅠ	1		1		
	基礎ゼミナールⅡ	1		1		

区 分	授業科目の名称	単 位 数		授業を行 う 年 次	履 修 方 法	
		必修	選択			
専門基礎科目	人体の構造と機能	解剖学 I	2		1	2 専門基礎科目から、次の各号に定める単位を修得しなければならない。 (1) 必修科目19単位 (2) 選択科目10単位以上
		解剖学 II	2		1	
		生理学 I	2		1	
		生理学 II	2		1	
		生 化 学	2		1	
	疾患の成り立ちと回復の過程	薬 理 学	2		2	
		病 理 学	1		1	
		微 生 物 ・ 感 染 学	2		1	
		疫 学		2	3	
	健康と社会保障	保 健 統 計 学	2		2	
		公 衆 衛 生 学	2		2	
	健康科学	ス ポ ー ツ 科 学		2	1	
		運 動 生 理 学		2	1	
		運 動 学		2	1	
		メンタルマネジメント		2	2	
		スポーツバイオメカニクス		2	2	
		ス ポ ー ツ 生 理 学		2	2	
		ト レ ー ニ ン グ 論		2	1	
		ト レ ー ニ ン グ 演 習		2	1	
コンディショニング論			2	3		
ヘルスプロモーション			2	2		
健 康 運 動 論			2	3		
発 育 発 達 と 老 化			2	2		
安 全 教 育		2	3			
専門科目	救急医学概論	救 急 医 学 概 論	2		1	3 専門科目の必修科目(63単位)を修得しなければならない。
		救 急 救 命 処 置 概 論 I	2		2	
		救 急 救 命 処 置 概 論 II	2		2	
		生 命 倫 理 と 医 の 倫 理	1		1	
	救急症候・病態生理学	救 急 病 態 生 理 学 I	2		2	
		救 急 病 態 生 理 学 II	2		2	
		救 急 症 候 学 I	2		3	
		救 急 症 候 学 II	2		3	
		救 急 症 候 学 III	2		3	
	疾病救急医学	疾 病 救 急 医 学 I	2		2	
		疾 病 救 急 医 学 II	2		2	
		疾 病 救 急 医 学 III	2		2	
		疾 病 救 急 医 学 IV	1		2	
		疾 病 救 急 医 学 V	1		2	
	外傷救急医学	外 傷 救 急 医 学 I	2		2	
		外 傷 救 急 医 学 II	2		2	
	環境障害・急性中毒学	環 境 障 害 ・ 急 性 中 毒 学	2		3	

区 分	授業科目の名称	単 位 数		授業を行 う 年 次	履 修 方 法
		必修	選択		
専 門 科 目	災害医療学	災 害 医 療 論	1		3
		災 害 危 機 管 理 学	2		3
	統合演習	統 合 演 習 I	2		4
		統 合 演 習 II	2		4
	臨床実習	救急救命シミュレーション実習Ⅰ	2		1
		救急救命シミュレーション実習Ⅱ	4		1
		救急救命シミュレーション実習Ⅲ	4		2
		救急救命シミュレーション実習Ⅳ	4		2
		救急救命シミュレーション実習Ⅴ	4		3
		救 急 車 同 乗 実 習	1		3
救 急 救 命 病 院 実 習	6		3		

別表4-6 (第5条第2項関係)
保健医療学部救急救命学科

教養基礎講座、総合医科学講座、救急救命学講座

別表 5 ～ 別表 6 1 入学検定料 (略)

2 学 費

(単位 円)

区 分	◎入学金	教 育 充 実 費	施 設 維 持 費	実 習 費	授 業 料	備 考
歯 学 部 学 生	400,000	780,000	400,000		1,900,000	教育充実費、施設維持費、 実習費、授業料は年額と する。
経 営 学 部 学 生 法 学 部 学 生	300,000		240,000		685,000	
保 健 医 療 学 部 看 護 学 科 学 生	300,000		350,000	350,000	725,000	
保 健 医 療 学 部 健 康 ス ポ ー ツ 科 学 科 学 生	300,000		290,000		725,000	
保 健 医 療 学 部 救 急 救 命 学 科 学 生	300,000		300,000	100,000	725,000	
歯 学 部 研 究 生	100,000				450,000	授業料は年額とする。
歯 学 部 専 攻 生					60,000	・ 授業料は3月額とする。 ・ 予定在学期間を一括納 付すること。
歯 学 部 修 練 生					450,000	授業料は年額とする。
科 目 等 履 修 生	10,000				10,000	・ 授業料は1単位あたりの金 額とする。

備考

- (1) 入学金は、入学年度のみとし、入学手続期間内に納付するものとする。
- (2) 各年度に係る授業料等は、前学期及び後学期に分けて納付するものとし、前学期にあつては4月、後学期にあつては10月とする。この場合のそれぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、前学期に係る授業料等を納付する際に、当該年度の後学期に係る授業料等を併せて納付することができるものとする。
- (4) 前2号の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、学費支弁者の申し出に基づき延納又は月割分納を許可することができる。この場合、延納を許可する期間は、その都度定めるものとし、月割分納額は、授業料等の年額の12分の1に相当する額とする。
- (5) 入学年度の前学期の授業料等については、第2号の規定にかかわらず、入学手続期間内に納付するものとする。入学者が後学期に係る授業料等を併せて納付しようとするときは、これらを入学手続期間内に納付しなければならない。

- 3 編入学生及び転入学生の入学金は前項の金額とし、施設維持費、実習費、授業料及び教育充実費は入学を許可された学部の年次の在學生と同額とする。
- 4 再入学生の入学金は免除とし、施設維持費、実習費、授業料及び教育充実費は入学を許可された学部の年次の在學生と同額とする。
- 5 転学部生及び転学科生の施設維持費、実習費、授業料及び教育充実費は転学部又は転学科を許可された学部・学科の年次の在學生と同額とする。
- 6 委託生の学費の納付金額は、その在学期間、履修内容により第2項の各区分に該当する欄の金額を準用する。

別表 7 (略)

朝日大学学則 変更の事由及び変更点

1 変更の事由

保健医療学部に救急救命学科を新設するため

2 変更の時期

令和7（2025）年4月1日

3 変更点

(1) 第2条

本大学に置く学部、学科に救急救命学科を追加

(2) 第2条の2第1項第4号

保健医療学部の教育研究上の目的等に救急救命学を追加

(3) 第4条

入学定員及び収容定員に救急救命学科を追加

(4) 第5条第1項及び第2項

授業科目等に救急救命学科に関する別表4-5及び4-6を追加

(5) 第8条第3項

単位の算定に救急救命学科を追加

(6) 第25条第1項第4号及び第5号

休業日に救急救命学科を追加

(7) 第34条第1項第6号

卒業の認定に救急救命学科を追加

(8) 別表6 2 学費

救急救命学科を追加

(9) 附則を追加

朝日大学学則 変更部分の新旧対照表

新	旧
朝日大学学則 (昭和 46 年 4 月 1 日制定)	朝日大学学則 (昭和 46 年 4 月 1 日制定)
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(学部学科)	(学部学科)
第 2 条 本大学に次の学部、学科を置く。	第 2 条 本大学に次の学部、学科を置く。
歯学部 歯学科	歯学部 歯学科
経営学部 経営学科	経営学部 経営学科
法学部 法学科	法学部 法学科
保健医療学部 看護学科	保健医療学部 看護学科
健康スポーツ科学科	健康スポーツ科学科
救急救命学科	
(教育研究上の目的等)	(教育研究上の目的等)
第 2 条の 2 各学部の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的は、本大学の使命・目的に基づき、次のとおりとする。	第 2 条の 2 各学部の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的は、本大学の使命・目的に基づき、次のとおりとする。
(1) 歯学部は、歯科医学の専門知識及び高度な医療技術並びに社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた歯科医師を養成することを目的とする。	(1) 歯学部は、歯科医学の専門知識及び高度な医療技術並びに社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた歯科医師を養成することを目的とする。
(2) 経営学部は、経営学・情報学の専門知識及び社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、社会情勢の変化に対応し得る経営能力、情報活用能力、企画・実践能力及び深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。	(2) 経営学部は、経営学・情報学の専門知識及び社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、社会情勢の変化に対応し得る経営能力、情報活用能力、企画・実践能力及び深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。
(3) 法学部は、法学の専門知識及び社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、社会情勢の変化に対応し得る法的思考能力と判断力及び深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。	(3) 法学部は、法学の専門知識及び社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、社会情勢の変化に対応し得る法的思考能力と判断力及び深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。
(4) 保健医療学部は、保健衛生学・健康科学・スポーツ科学・ <u>救急救命学</u> の専門知識及び高度な医療技術並びに社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。	(4) 保健医療学部は、保健衛生学・健康科学・スポーツ科学の専門知識及び高度な医療技術並びに社会人としての豊かな学識と技能を体系的に教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。
2 前項に定めるもののほか、複数の学科を設置する学部における学科ごとの教育研究上の目的は、学科細則に定めるところによる。	2 前項に定めるもののほか、複数の学科を設置する学部における学科ごとの教育研究上の目的は、学科細則に定めるところによる。

新				旧			
第2条の3～第3条 (略)				第2条の3～第3条 (略)			
(入学定員及び収容定員)				(入学定員及び収容定員)			
第4条 本大学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。				第4条 本大学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。			
学部・学科		入学定員	収容定員	学部・学科		入学定員	収容定員
歯学部	歯学科	140名	840名	歯学部	歯学科	140名	840名
経営学部	経営学科	100名	400名	経営学部	経営学科	100名	400名
法学部	法学科	80名	320名	法学部	法学科	80名	320名
保健医療学部	看護学科	80名	320名	保健医療学部	看護学科	80名	320名
	健康スポーツ科学科	120名	480名		健康スポーツ科学科	120名	480名
	救急救命学科	40名	160名				
(授業科目等)				(授業科目等)			
第5条 本大学に開設する授業科目及び単位数又は授業時間数は、別表1-1、別表2-1、別表3-1、別表4-1、別表4-3及び別表4-5に定めるとおりとする。				第5条 本大学に開設する授業科目及び単位数又は授業時間数は、別表1-1、別表2-1、別表3-1、別表4-1及び別表4-3に定めるとおりとする。			
2 本大学に教育研究上の目的を達成するため、別表1-2、別表2-4、別表3-2、別表4-2、別表4-4及び別表4-6に定めるところにより講座又は学科目を置く。				2 本大学に教育研究上の目的を達成するため、別表1-2、別表2-4、別表3-2、別表4-2及び別表4-4に定めるところにより講座又は学科目を置く。			
3 本大学に教育、研究上の目的を達成するために、センター、研究施設又は研究所等を置くことができる。				3 本大学に教育、研究上の目的を達成するために、センター、研究施設又は研究所等を置くことができる。			
第6条～第7条の2 (略)				第6条～第7条の2 (略)			
(単位の算定)				(単位の算定)			
第8条 科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。				第8条 科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。			
(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。				(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。			
(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。				(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。			
(3) 前2号の単位の算定基準によりがたい授業科目については、各学部細則においてこれを定める。				(3) 前2号の単位の算定基準によりがたい授業科目については、各学部細則においてこれを定める。			
2 歯学部にあつては、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず次のとおりとする。				2 歯学部にあつては、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず次のとおりとする。			
(1) 講義及び演習については、30時間の授業をもって1単位とする。				(1) 講義及び演習については、30時間の授業をもって1単位とする。			
(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、臨床実習については、45時間の授業をもって1単位とす				(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、臨床実習については、45時間の授業をもって1単位とす			

新	旧
<p>る。</p> <p>3 保健医療学部看護学科及び救急救命学科にあつては、第1項第2号の規定にかかわらず、実習については、45時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>第8条の2～第24条 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第25条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 本大学創立記念日(1月19日)</p> <p>(4) 春季休業 <u>歯学科・看護学科・救急救命学科</u> 3月11日から3月31日まで <u>法学科・経営学科・健康スポーツ科学科</u> 3月6日から3月31日まで</p> <p>(5) 夏季休業 <u>歯学科・看護学科・救急救命学科</u> 8月1日から8月31日まで <u>法学科・経営学科・健康スポーツ科学科</u> 8月1日から9月21日まで</p> <p>(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月5日まで</p> <p>2 学長は、必要に応じ、前項に規定する休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。</p> <p>3 第1項第4号から第6号に規定する休業期間中であっても、必要に応じ授業及び試験を行うことがある。</p> <p>第26条～第33条 (略)</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第34条 第3条に定める期間在学し、次の各号に定める要件を満たした者に対し、学長は当該学部の教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。</p> <p>(1) 歯学部の学生は、別表1-1に定めるところにより基礎教育系科目24単位修得し、及び専門教育系科目6,756時間以上履修し、修了の認定を受けなければならない。</p> <p>(2) 経営学部の学生は、別表2-1に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。</p> <p>(3) 法学部の学生は、別表3-1に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。</p>	<p>る。</p> <p>3 保健医療学部看護学科にあつては、第1項第2号の規定にかかわらず、実習については、45時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>第8条の2～第24条 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第25条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 本大学創立記念日(1月19日)</p> <p>(4) 春季休業 <u>歯学科・看護学科</u> 3月11日から3月31日まで <u>法学科・経営学科・健康スポーツ科学科</u> 3月6日から3月31日まで</p> <p>(5) 夏季休業 <u>歯学科・看護学科</u> 8月1日から8月31日まで <u>法学科・経営学科・健康スポーツ科学科</u> 8月1日から9月21日まで</p> <p>(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月5日まで</p> <p>2 学長は、必要に応じ、前項に規定する休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。</p> <p>3 第1項第4号から第6号に規定する休業期間中であっても、必要に応じ授業及び試験を行うことがある。</p> <p>第26条～第33条 (略)</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第34条 第3条に定める期間在学し、次の各号に定める要件を満たした者に対し、学長は当該学部の教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。</p> <p>(1) 歯学部の学生は、別表1-1に定めるところにより基礎教育系科目24単位修得し、及び専門教育系科目6,756時間以上履修し、修了の認定を受けなければならない。</p> <p>(2) 経営学部の学生は、別表2-1に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。</p> <p>(3) 法学部の学生は、別表3-1に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。</p>

新	旧												
<p>(4) 保健医療学部看護学科の学生は、別表4-1に定めるところにより130単位以上修得しなければならない。</p> <p>(5) 保健医療学部健康スポーツ科学科の学生は、別表4-3に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。</p> <p><u>(6) 保健医療学部救急救命学科の学生は、別表4-5に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。</u></p> <p>第35条～第64条 (略)</p> <p>附 則 (2025年○月○日)</p> <p>1 この改正は、2025年4月1日から施行する。</p> <p>2 この改正により定められる第4条の収容定員は、2025年度、2026年度、2027年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>収容定員</p> <table data-bbox="177 931 770 1039"> <thead> <tr> <th></th> <th>2025年度</th> <th>2026年度</th> <th>2027年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療学部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急救命学科</td> <td>40名</td> <td>80名</td> <td>120名</td> </tr> </tbody> </table>		2025年度	2026年度	2027年度	保健医療学部				救急救命学科	40名	80名	120名	<p>(4) 保健医療学部看護学科の学生は、別表4-1に定めるところにより130単位以上修得しなければならない。</p> <p>(5) 保健医療学部健康スポーツ科学科の学生は、別表4-3に定めるところにより124単位以上修得しなければならない。</p> <p>(新規)</p> <p>第35条～第64条 (略)</p>
	2025年度	2026年度	2027年度										
保健医療学部													
救急救命学科	40名	80名	120名										

朝日大学学則 変更部分の新旧対照表

新					旧	
別表 1～別表 4-4 (略)					別表 1～別表 4-4 (略) (新規)	
別表 4-5						
保健医療学部救急救命学科						
区 分	授業科目の名称	単位数		授業を行 う年次		履修方法
		必修	選択			
人間形成と スポーツ	建学の精神と社会生活・リベラルアーツ教育	2		1		1 教養基礎科目 から、次の各号に 定める単位を修 得しなければな らない。 (1)必修科目 18 単位 (2)選択科目の うち、○印の授 業科目 4 単位 (3)前 2 号に定 めるもののほ か、10 単位以上 (4)第 2 号に定 める単位数を 越えて修得し た単位数は、第 3 号に定める 単位数に算入 することができる。
	アスリートの生活とキャリア		2	1		
	スポーツ文化とスポーツのモラル		2	1		
	チームワーク演習		2	2		
	スポーツとチームの運営		2	2		
	健康・体力科学		2	1・2・3・4		
	教養スポーツ I		1	1・2・3・4		
	教養スポーツ II		1	1・2・3・4		
	キャリア形成 I		4	2		
	キャリア形成 II		4	2		
人と文化	哲学		2	1・2・3・4		
	歴史学		2	1・2・3・4		
	心理学		2	1・2・3・4		
	法学		2	1・2・3・4		
	経済学		2	1・2・3・4		
科学的思考 の基盤	○物理学		2	1・2・3・4		
	○化学		2	1・2・3・4		
	○生物学		2	1・2・3・4		
	○統計学		2	1・2・3・4		
社会生活と 異文化コミ ュニケーシ ョン	異文化理解		2	1・2・3・4		
	コミュニケーション論		2	1・2・3・4		
	プレゼンテーション論		2	1・2・3・4		
	英語 I	1		1		
	英語 II	1		1		
	英語コミュニケーション I	1		1		
	英語コミュニケーション II	1		1		
	英語コミュニケーション III		1	2		
英語コミュニケーション IV		1	2			
人と情報	情報リテラシー	1		1		
	数理・データサイエンス	1		1		
基礎 ゼミナール	基礎ゼミナール I	1		1		
	基礎ゼミナール II	1		1		
専 門 基 礎 科 目	人体の構造 と機能	解剖学 I	2		1	
		解剖学 II	2		1	
		生理学 I	2		1	
		生理学 II	2		1	
		生化学	2		1	
	疾患の成り 立ちと回復 の過程	薬理学	2		2	
		病理学	1		1	
		微生物・感染 疫学	2		1	
		疫学		2	3	
	健康と社会 保障	保健統計学	2		2	
		公衆衛生学	2		2	
	健康科学	スポーツ科学		2	1	
		運動生理学		2	1	
		運動学		2	1	
メンタルマネジメント			2	2		
スポーツバイオメカニクス			2	2		
スポーツ生理学			2	2		
トレーニング論			2	1		
トレーニング演習		2	1			

新						旧							
区分	授業科目の名称	単位数		授業を行う年次	履修方法								
		必修	選択										
専門基礎科目	健康科学	コンディショニング論		2	3	3 専門科目の必修科目(63単位)を修得しなければならない。							
		ヘルスプロモーション		2	2								
		健康運動論		2	3								
		発育発達と老化		2	2								
		安全教育		2	3								
専門科目	救急医学概論	救急医学概論	2		1								
		救急救命処置概論Ⅰ	2		2								
		救急救命処置概論Ⅱ	2		2								
		生命理論と医の倫理	1		1								
	救急症候・病態生理学	救急病態生理学Ⅰ	2		2								
		救急病態生理学Ⅱ	2		2								
		救急症候学Ⅰ	2		3								
		救急症候学Ⅱ	2		3								
		救急症候学Ⅲ	2		3								
	疾病救急医学	疾病救急医学Ⅰ	2		2								
		疾病救急医学Ⅱ	2		2								
		疾病救急医学Ⅲ	2		2								
		疾病救急医学Ⅳ	1		2								
		疾病救急医学Ⅴ	1		2								
外傷救急医学	外傷救急医学Ⅰ	2		2									
	外傷救急医学Ⅱ	2		2									
環境障害・急性中毒学	環境障害・急性中毒学	2		3									
災害医療学	災害医療論	1		3									
	災害危機管理学	2		3									
統合演習	統合演習Ⅰ	2		4									
	統合演習Ⅱ	2		4									
臨床実習	救急救命シミュレーション実習Ⅰ	2		1									
	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	4		1									
	救急救命シミュレーション実習Ⅲ	4		2									
	救急救命シミュレーション実習Ⅳ	4		2									
	救急救命シミュレーション実習Ⅴ	4		3									
	救急車同乗実習	1		3									
	救急救命病院実習	6		3									
別表4-6 保健医療学部救急救命学科 教養基礎講座、総合医科学講座、救急救命学講座						(新規)							
別表5 (略)						別表5 (略)							
別表6 1 入学検定料 (略) 2 学費 (単位 円)						別表6 1 入学検定料 (略) 2 学費 (単位 円)							
区分	◎入学金	教育充実費	施設維持費	実習費	授業料	備考	区分	◎入学金	教育充実費	施設維持費	実習費	授業料	備考
歯学部学生	400,000	780,000	400,000		1,900,000	教育充実費、施設維持費、実習費、授業料は年額とする。	歯学部学生	400,000	780,000	400,000		1,900,000	教育充実費、施設維持費、実習費、授業料は年額とする。
経営学部学生 法学部学生	300,000		240,000		685,000		経営学部学生 法学部学生	300,000		240,000		685,000	
保健医療学部 看護学科学生	300,000		350,000	350,000	725,000		保健医療学部 看護学科学生	300,000		350,000	350,000	725,000	
保健医療学部 健康スポーツ科学科学生	300,000		290,000		725,000		保健医療学部 健康スポーツ科学科学生	300,000		290,000		725,000	
保健医療学部 救急救命学科学生	300,000		300,000	100,000	725,000								

新							旧						
区分	◎入学金	教育 充実費	施設 維持費	実習費	授業料	備考	区分	◎入学金	教育 充実費	施設 維持費	実習費	授業料	備考
歯学部研究生	100,000				450,000	授業料は年額とする。	歯学部研究生	100,000				450,000	授業料は年額とする。
歯学部専攻生					60,000	・授業料は3月額とする。 ・予定在学期間分を一括納付すること。	歯学部専攻生					60,000	・授業料は3月額とする。 ・予定在学期間分を一括納付すること。
歯学部修練生					450,000	授業料は年額とする。	歯学部修練生					450,000	授業料は年額とする。
科目等履修生	10,000				10,000	・授業料は1単位あたりの金額とする。	科目等履修生	10,000				10,000	・授業料は1単位あたりの金額とする。
備考							備考						
<p>(1) 入学金は、入学年度のみとし、入学手続期間内に納付するものとする。</p> <p>(2) 各年度に係る授業料等は、前学期及び後学期に分けて納付するものとし、前学期にあつては4月、後学期にあつては10月とする。この場合のそれぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、前学期に係る授業料等を納付する際に、当該年度の後学期に係る授業料等を併せて納付することができるものとする。</p> <p>(4) 前2号の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、学費支弁者の申し出に基づき延納又は月割分納を許可することができる。この場合、延納を許可する期間は、その都度定めるものとし、月割分納額は、授業料等の年額の12分の1に相当する額とする。</p> <p>(5) 入学年度の前学期の授業料等については、第2号の規定にかかわらず、入学手続期間内に納付するものとする。入学者が後学期に係る授業料等を併せて納付しようとするときは、これらを入学手続期間内に納付しなければならない。</p>							<p>(1) 入学金は、入学年度のみとし、入学手続期間内に納付するものとする。</p> <p>(2) 各年度に係る授業料等は、前学期及び後学期に分けて納付するものとし、前学期にあつては4月、後学期にあつては10月とする。この場合のそれぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、前学期に係る授業料等を納付する際に、当該年度の後学期に係る授業料等を併せて納付することができるものとする。</p> <p>(4) 前2号の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、学費支弁者の申し出に基づき延納又は月割分納を許可することができる。この場合、延納を許可する期間は、その都度定めるものとし、月割分納額は、授業料等の年額の12分の1に相当する額とする。</p> <p>(5) 入学年度の前学期の授業料等については、第2号の規定にかかわらず、入学手続期間内に納付するものとする。入学者が後学期に係る授業料等を併せて納付しようとするときは、これらを入学手続期間内に納付しなければならない。</p>						
3～7 (略)							3～7 (略)						

朝日大学保健医療学部教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、朝日大学学則第53条第2項の規定に基づき、保健医療学部教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 教授会は、学部長及び学部の専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず教授会が必要と認めたときは、専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、学校法人朝日大学特別契約職員就業規程及び学校法人朝日大学特定契約職員就業規程により採用された専任の教員については、教授会の構成員から除くことができる。

(学長、副学長及び事務局長の出席)

第3条 学長及び副学長は教授会に出席して審議事項に関し説明、陳述することができる。

2 事務局長は教授会に出席して所轄事務に関し説明、陳述することができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、学長が保健医療学部に係る次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号に規定する学長が定める事項は、学長裁定で定める。

(会議)

第5条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長の指名した者が当該職務を代行する。

2 教授会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、学部長は必要がある場合、臨時に教授会を招集することができる。

3 前項のほか、教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは、学部長は教授会を招集しなければならない。

4 教授会を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

5 教授会は、教授会構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。

7 次の各号の一つに該当する者は、定足数から除外することができる。

(1) 引き続き3月以上にわたる事故のため、教授会に出席できないと認められる者

(2) 海外に出張中の者

8 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員会)

第6条 教授会は、会議運営を円滑に進めるため、第2条に定める教授会構成員の一部の者をもって構成する代議員会を置くことができる。

2 教授会は、代議員会の意見をもって、教授会の意見とすることができる。

3 代議員会の運営及び組織に関することは、別に定める。

(議事録)

第7条 教授会の議事については、議事要録を作成し、教授会においてその確認を得なければならない。

(庶務)

第8条 教授会の事務は、学事第一部学事一課において行うものとする。

(委員会)

第9条 教授会は、必要に応じ委員会を置くことができる。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

朝日大学保健医療学部代議員会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、朝日大学保健医療学部教授会規程（以下「教授会規程」という。）第6条第3項の規定に基づき、代議員会の運営及び組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第2条 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1） 学部長
- （2） 副学部長
- （3） 学科長
- （4） 各学科から推薦された各3名の教授
- （5） 前各号に掲げる者以外の者で、学部長が特に必要と認めた者
（学長、副学長及び事務局長の出席）

第3条 学長及び副学長は代議員会に出席して審議事項に関し説明、陳述することができる。

2 事務局長は代議員会に出席して所轄事務に関し説明、陳述することができる。

（任務）

第4条 代議員会は、教授会規程第4条第1項に規定する審議事項のうち、教授会から審議を付託された事項について審議し、これについて教授会に報告するものとする。

（会議）

第5条 代議員会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長の指名した者が当該職務を代行する。

2 代議員会は、必要に応じて開催するものとする。

3 代議員会を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

4 代議員会は、代議員会構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。

6 次の各号の一つに該当する者は、定足数から除外することができる。

- （1） 引き続き3月以上にわたる事故のため、代議員会に出席できないと認められる者
- （2） 海外に出張中の者

7 代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第6条 代議員会の議事については、議事要録を作成し、代議員会においてその確認を得なければならない。

（庶務）

第7条 代議員会の事務は、学事第一部学事一課において行うものとする。

（改正）

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則（2024年〇年〇日）

この改正は、2025年4月1日から施行する。

朝日大学保健医療学部学科会議規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、学校法人朝日大学管理運営基本規則第3条第2項の規定に基づき、保健医療学部の運営を円滑に進めるため、学長のもとに看護学科会議、健康スポーツ科学科会議及び救急救命学科会議（以下「学科会議」という。）を置くこととし、学科会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所管）

第2条 学科会議は、学部長が学長の命を受けて所管する。

2 学科長は、学部長の命を受けて学科会議を運営する。

（構成）

第3条 学科会議は、学科長及び学科の専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず学科会議が必要と認めたときは、専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。

（学部長の出席）

第4条 学部長は学科会議に出席して審議事項に関し説明、陳述することができる。

（任務）

第5条 学科会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長及び学部長にこれを報告し、また、これについて学部長の命により教授会に報告し、及び必要な処理等を行う。

（1） 教授会から審議を付託された事項

（2） 学部長から意見を求められた事項

（会議）

第6条 学科会議は、学科長が招集し、その議長となる。ただし、学科長に事故あるときは、あらかじめ学科長の指名した教授が当該職務を代行する。

2 学科会議は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、学科長は必要がある場合、臨時に学科会議を招集することができる。

3 学科会議を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

4 学科会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。

6 次の各号の一つに該当する者は、定足数から除外することができる。

（1） 引き続き3月以上にわたる事故のため、学科会議に出席できないと認められる者

（2） 海外に出張中の者

7 学科会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第7条 学科会議の議事については、議事要録を作成し、学科会議においてその確認を得なければならない。

（庶務）

第8条 学科会議の事務は、学事第一部学事一課において行うものとする。

（改正）

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則（2025年〇年〇日）

この改正は、2025年4月1日から施行する。